

(社外取締役および社外監査役の独立性基準)

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

- 1: 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者（注 1）として所属したことがある者
- 2 :当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで 5%以上保有する大株主。
当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者
- 3: 次のいずれかに該当する者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注 2）、または当社グループを主要な取引先とする者。
当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注 3）。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - (3) 当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
 - (4) 当社グループが議決権ベースで 5%以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者
- 4: 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- 5: 当社グループから多額（注 4）の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家。
- 6: 当社グループから多額（注 5）の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
- 7: 社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
- 8: 上記 1 から 7 までのいずれかに該当する者（重要な者（注 6）に限る）の配偶者または 2 親等以内の親族
- 9: 最近 3 年間に於いて、上記 2 から 8 までのいずれかに該当していた者
- 10: その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者
なお、上記 2 から 9 までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

注 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる使用人をいう。

注 2 主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、その最近 3 年間における年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の 2%を超えるものをいう。

注 3 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行なっている金融機関または個人であって、最近 3 年間における事業年度末における借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の 2%を超えるものをいう。

注 4 多額とは、当該専門家が、個人として当社グループに役務提供する場合か、当該専門家が所属する団体がこれをする場合かを問わず、役務の対価が最近 3 年間の平均で年間 1 千万円を超えることをいう。

注 5 多額とは、寄附金額が最近 3 年間の平均で年間 1 千万円を超えることをいう。

注 6 重要な者とは、(i)監査法人または会計事務所に所属する公認会計士の場合、社員またはこれと同等の者、法律事務所に所属する弁護士の場合、パートナーまたはこれと同等の者、その他法人等に所属する専門家の場合、これらと同等の者、また、(ii)法人等の業務執行者である場合には、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、および評議員、理事、監事等の役職者、ならびにこれらと同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

以上